

県立高等学校将来構想審議会学校配置検討部会等設置要綱（案）

（設置）

第1条 県立高等学校将来構想審議会条例（平成20年宮城県条例第4号）第6条第1項の規定に基づき、県立高等学校将来構想審議会（以下「審議会」という。）に次のとおり部会を設置する。

- （1）学校配置検討部会
- （2）小規模校の学びの在り方検討部会
- （3）高校魅力化検討部会
- （4）多様な学びの在り方検討部会

（所掌事務）

第2条 各部会は、県立高校将来構想の策定に係る次の事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

（1）学校配置検討部会

今後の急速な少子化が進行する中での、生徒の興味・関心や多様な進路希望に対応するための地区別の学校配置に関すること。

（2）小規模校の学びの在り方検討部会

I C Tを活用した遠隔教育や学校間・地域等との連携など、小規模校の学びの在り方に関すること。

（3）高校魅力化検討部会

時代のニーズに対応した普通科や専門学科の在り方、県立高校の魅力向上に関すること。

（4）多様な学びの在り方検討部会

定時制・通信制高校の在り方、学び直しやインクルーシブ教育に関すること。

2 前項に掲げるもののほか、検討に関し必要な事務

（意見の聴取）

第3条 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第4条 部会の庶務は、教育庁高校教育課において処理する。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月 日から施行する。